

2017年10月13日

池田町公民館使用許可取消問題

池田町と「つどい」実行委員会との協議記録

開催日時 10月6日(金)午後3時～午後5時30分

場 所 池田町役場 2階中会議室

出席者 池田町 当事者として 平林康男教育長、藤沢課長、平川前館長

立会人 大槻覚副町長(司会) 丸山課長、大澤館長

つどい 当事者として 牛越邦夫

立会人 松澤周三 村端浩 曾根原鈴美

1. はじめに

大槻副町長 前回8月29日の説明会で消化不良の点があり、事務レベルの話合いで、昨年11月29日から12月2日の経過を当事者出席のもとで整理しようということになった。それを受けて次のステップにすすめたい。

平林教育長 当局の至らなかったことから多大な迷惑をかけたこととお詫びしたい。今日は事務局から当時の経過を整理し、ご理解をいただく点とお詫び申し上げる点を明確にさせたいと思う。そして、何とか合意点を見だし、今後の新しい公民館作りにつなげていきたい。

村端 当事者と同時に、当事者でない立場からも明確にしたい点がある。社会教育法などについては別途詰めていくことが必要になる。そうしたステップと位置づけて今日の話合いを進めたい。

2. 前公民館長からの経過説明

平川前館長 (双方で相違のある点を重点に)

(1) 11月29日 午前11時頃内部で協議し、午後2時頃事務局長に電話で連絡。

①申請時との違いについて、事務局長は「(まだ実行委員会が結成されていないため)『町民の会』代表として申請した」と返答。「(入手した)チラシの記述は選挙を意識したものではないか」との問いについて、「全く意識していない、総選挙があるわけでもないのでそれには該当しない」と返事された。

②「チラシでは特定政党を擁護するようにとらえられるので、公民館の使用規定に抵触する恐れがある」との問いに、「主催者としてはとくに政党を特定していないので利害は発生しない」との回答があった。

(2) それを受けて教委で協議。夕方 5 時頃事務局長から電話。これから教委に行くと連絡を受けた。5時半頃、教育会館にて協議。教育長、課長、公民館長の3名で対応。

①まず、公民館の内規に触れるのではないかとこの観点から話をした。協議の中で「政治団体ではないので、内規には該当しない」ことで決着した。

②内規には触れないが社会教育法の観点から説明し、話を聞いた中では、いずれの政党にも利害が発生しない旨を確認し、開催していただくということとなった。

③その際に、申請書を訂正するとの申し出があったが、今回はしなくてもよいと返事。その時点では不要として、別途改めて変更すればよいと考えた。

(3) 11月30日、29日の協議を夕方までにまとめ、協議内容をまとめた「確認事項」を事務局長に届けたいと電話。

①本来なら直接会って修正するところはするという趣旨で話した。ファックスで送ってほしいという依頼があったので送信。直接出向いて話をする予定でいたので、申請書の訂正もそこでしてもらえばよいと考えていた。

②8時頃、「ファックスの内容でいいか」と電話した。その中では「到底承服できない」との話で、「明日出向いて話をする」ということだった。その時点で、事務局長には「確認事項」を全く受け入れられないもので、29日に協議してクリアできたものもすべてダメになってしまったという印象を受けた。

③その後、教育会館で教育長・課長に報告し、3人で内部の協議。前日の協議が反映されていない状況になってしまったので困ったと思いながら、何とか開催できないか方策を検討した。29日の話合いで折り合いがついたものが、全くダメになってしまったのではないかという思いと、重要でかつ慎重な対応が必要との認識から、翌12月1日に定例の庁議に理事者及び経験者から意見を聞いて対応しようということになった。

(4) 12月1日、8時40分頃、庁議開催。冒頭で経過などについて説明（公民館長も今回は出席）。参考意見を聞いた。

①一段落ついたところで、教育長以下の話合いで今回は使用許可取消になると判断し、館長のみ9時15分頃公民館に戻った。今回このような決定になったので早く知らせなければと考え事務局長に電話。庁議の中でも連絡だけでも早くという意見がありそれをうけて電話した。

②11時半頃、庁議が終わり教育長、課長が戻った。そのときは、まだ直接会って話しも出来ていなかったの、「そうはいつでも、早めに対応し連絡しなければ」ということになり、電話で事務局長に知らせた。

3. 質疑

【1】12月1日朝の電話と庁議をめぐって

牛越事務局長 12月1日9時15分にどこへ電話したのか。

平川 自宅だったと思う。

牛越 だれか出たか。

平川 牛越さんと話をしたという記憶がある。

牛越 何と連絡したのか？

平川 早めに連絡をしなければならぬという考えがあって、30日の段階で明日来るということだったので・・

牛越 9時15分に話をした内容は何だったか？

平川 何時に来られるか、早く来られるかということで連絡した。

牛越 その内容は？何か言ったんでしょ。

平川 お話を差し上げたいのということだった。この時点では取消の話をしていない。

牛越 何のために？取消はまだ決まっていなかったのだろう。

平川 8時40分に庁議があり、その中での参考意見を踏まえて決定した。

牛越 9時15分までのわずかな時間で決定したということか。それを伝えるために電話したということか。

牛越 私は電話を受けていない。その日の午前中は、松澤さん他とある場所にいた。そんな大事な問題だったら一番先に松澤さんと話をして対処する。電話があったのは11時30分。携帯だ。自宅ではない。そのときに「取り消しを決定した」との通告を受けた。9時15分に電話をしたということにしたかったのか。この日の庁議は何時に終了したか。

大槻 8時40分ぐらいから集中的にこの問題をやり一旦休憩をとった。公民館長だけその時点で退席。そのあと通常の庁議に戻った。終わったのは多分12時頃。庁議の中では早く連絡をしたほうがよいという話が出た。

牛越 教育委員会で決定をしたのはいつか。

大槻 一旦庁議を切り、休憩が10分ぐらいあった。

松澤 庁議では限りなく否定的な意見で取り消した方がよいという判断だったので、館長はその場の空気を読んで早く連絡をしたいと考えたのではないか。11時半に初めて連絡を受けて2人とも青ざめたということを知っている。

平林 たまたま月初めの庁議があるということで経験者にとりあえず投げかけてみようという気持ちで臨んだ。ほとんどが「今回は（取り消し）」という意見。それを聞いて3人で結論を出し、9時15分に連絡した。牛越さんはそのときどちらの方に？

松澤 牛越さんは移動中だったと思う。バラ園に向かっていた。

牛越 （電話を受けたというのは）全く違う。それでも電話したというのなら結構。

【2】外部からの電話をめぐって

牛越 館長が庁議の中で報告した「経過報告」。冒頭に「11月29日午前11時に（公民館への）問い合わせがあった」とある。この問い合わせは務台議員側ということではないか。

平川 務台氏を含め数名。
牛越 11時は務台氏側か。
平川 ほぼ同時くらいだった。
平川 始めに電話を取ったのは事務員。伝言で知った。どっちが先かはわからない。
大槻 役場にも2、3件（の問い合わせが）あった。
村端 公民館には何件か？
平川 2件・・・。
牛越 名前を聞いたのか。
平川 務台さんは事務所を名乗ったが、他はしっかりした連絡を求めるものではないものが2件あった。池田町外かもしれない。
牛越 その他の人は何とっていたか。
平川 イベントがあるようだが、公民館としてそのようなことをやっているのか。
牛越 つどいの集会に対して誹謗中傷とか、そのような内容ではなかったか。
平川 そのようなことはない。
牛越 そこでは社教法23条とか内規とかを持ち出したか。
平川 そんなことはない。
牛越 では何のためにそんな電話をしてきたのか。
平川 どんな意図かはわからない。単純素朴な疑問だったかもしれない。
牛越 どう素朴だったか。
平川 このようなイベントを公民館で出来るのかという。
牛越 それに対して館長は何と答えたか。
平川 最初こちらも内容を把握できていなかった。これから確認して把握すると言った。
平林 そのときはまだチラシを見ていなかった。
牛越 検討した結果を知らせたのか。
平川 していない。回答を求められなかった。一般的な指摘と考えた。

【3】29日昼の電話をめぐる

牛越 問い合わせがあったとして館長が1時半頃電話をしてきた。「申請は町民の会だがチラシには実行委員会とある、どういう関係か」と聞かれた。また、「公民館の内規では選挙活動で政党を利する用途では使用できない、これに抵触するのではないかという声が出ている」ということだった。私は「内規を知らないので説明してほしい」と電話で言った。そこで館長は内規を読み上げた。それに対して「選挙なんかないのだから選挙活動にはならない、実行委員会が政党を呼んで懇談会を行う。政党が主催するものではない。内規は政党に関して定めているのだから、内規に該当しないのではないか」と答えた。「クレームをつけた人に私から説明する」と言ったら、「言えない」と返事。館長の判断を聞いたところ、「相談をして連絡をする」と言った。これが2時頃。そのあとずっと連絡がなかった。

その間に藤沢教育課長が 3 名（山本、薄井、太田）の人に電話した。私は館長と話をし、館長からの連絡を待っていたのに、どういう用件で関係のない他の人に電話したのか。

藤沢 関係のない 3 名というのは分からないし、平川から連絡をうけて、牛越さんがこのように答えられたと聞いた。会の内容が牛越さんとの話の中では分からないと判断し、関係されると思われる方に連絡をとった。後ほど太田さんだけは実行委員（実は事務局員）になっていることがわかった。内部資料「あした天気」にも掲載されていたので、そのうえでお話を聞けそうな方 3 名に電話した。いずれも内容はわからないと返答された。そこで話を伺っていれば話はすすんだと思う。

牛越 館長と話したのは単純なこと。内規を読んでもらって「内規には該当しない」と話をした。にもかかわらず 3 名を選んで何を聞いたかったのか。

平川 具体的な内容。

牛越 何の内容？

平川 チラシにある「つどい」自体の内容。どんなことをされるのか（について）。

牛越 私に聞けばいいだろう。

藤沢 牛越さんから 29 日に「大変失礼なことを言う」と怒られたが、率直に言って声のトーンが上がっておられたと平川館長から聞いていた。平川も細かい内容を聞けなかったのではと判断し他の方に聞いた。

牛越 失礼なことを言うな。1 時半から 2 時までの間に話をしたときは何も声を荒立てるようなことはなかった。内規に該当しないのではないかということだけしかなかった。私が後で平川館長に電話したのは、待っていても電話は来ない、そのうち 3 名から「藤沢教育課長からヘンな電話があった。何かあったのか」と連絡が入ったからだ。だから私は急いで館長に電話した。「なぜ関係のない人に関係のない課長が電話するのか。すぐに行くから」ということで私は公民館に行った。資料に「どういうことだ（怒り）」とあるがどこでトーンが上がったか。もしトーンが上がったとすれば、「何でそういうこと（関係のない人に電話）をするのか」という場面だけだ。

藤沢 私は平川館長からそのように聞いた。

牛越 そのように言ったのか。

平川 そう受け止めた。

牛越 ごく普通に話している。検討すると言うから連絡下さいということで終わった。何もけんか別れしたわけじゃない。

【4】11月29日の会談をめぐって

牛越 その日の 5 時半頃教育委員会 3 名と面談。これも別に声を荒立ててやったわけではない。内規と社会教育法 23 条についての意見交換だった。教育長は、内規の「特定政党の利害にあたる」と主張。私は内規を見ながら、「社会教育法は書かれているとおり公民館の行為を禁じている条項である」、「内規は社会教育法にもとづいて政党に貸し出す際の条件

をつけたものだ。私たちは政党ではなく市民団体だから適用は間違いなのでは」とは主張した。それについて 3 人からさしたる反論はなかったと思っている。従って了解したと理解したがそれでよいか。

藤沢 いやそれは違う。

牛越 平川館長がつくった資料に、「双方納得した形と認識」と書かれている。

平川 牛越さんがおっしゃるとおり、内規には該当しないので、内規については議論しないということだ。

牛越 そんなことは聞いていない。

平川 入口では、内規に抵触するおそれがあるということで連絡をした。しかし、おっしゃるとおり内規には抵触するものではない。該当しないので抵触しないということで双方納得した。しかし、社会教育法の解釈については双方の主張は・・・

牛越 主張というが、あなた方は社会教育法 23 条については全然主張しなかった。23 条は公民館が行う行為を禁止している条項だ、公民館の運営方針を決めたものだ、これに基づいて内規があるとあなた方は説明された。

藤沢・平川 いやいやそれは違う。

平川 公民館というのは公民館長だけをさしているのではなく、当時から公民館の運営、公民館のすべてをさすとの解釈は変わっていない。

牛越 29 日の会見のときに（それを）主張したのか。主張しなかったではないか。

藤沢 いや教育長は（主張）した。教育長が最後に、23 条解釈について牛越さんが言われるとおりの解釈について「はい」と言いそうになったのを覚えている。「おっしゃる通り」だとは最後まで言っていない。

牛越 23 条について教委側が何か主張したかと聞いている。

藤沢 説明した。

牛越 23 条は公民館が守るべきことだということで終わっていた。

藤沢 内規についてはスムーズに終わっている。

牛越 回答で「見解の相違は明白」と書いているが、あなた方はそのことについて何も主張していない。後付けだ。

平林 一番の狙いは「総選挙で勝利」とか「自公民を倒す」とかがない集会であることを確認したかった。牛越さんからはそんなことはしない、学習会だというニュアンスを感じたので、それだったら進めてもらったらいいという思いだった。

牛越 あなた方から「見解の相違は明白」という主張をされたのか聞いている。29 日では 23 条は公民館の運営方針を定めたものだというところで終わっている。あとから 22 条との関係がでてくるけれど、このときはそんなことは一切ない。29 日段階では、23 条に基づいている内規に抵触しないのだから 23 条もクリアしていると受け取るのは当然だろう。

平川 それは違う。その誤解だけは・・・。

村端 内規が一方にあり、社会教育法は別にあると考えているのか。

平林 一緒だ。社会教育法があり、それに基づいて内規があるということ。

村端 29日の時点では、社会教育法にもとづく内規に抵触しないが、なお社会教育法に抵触するおそれがあるということをはっきりさせられなかったのではないのか。

平林 伝え方が悪かったということはいえる。

村端 社会教育法に基づいて内規をつくっているなら、その内規に該当しない。

平川 今回は該当しない。

村端 さっき、該当しないから抵触しないと言ったではないか。それで問題がなかったら合意したのだろう。にもかかわらず、また社会教育法が出てくるのかと聞いている。

平林 政党ではないものは社会教育法で判断するということになる。

村端 それはおかしい。その時点では内規がすべてだった。政党については問題があるから書いた。それ以外についてはずっと認めてきた。それが外部からの問い合わせでそうではないということに突然なったのか。

平林 過去に具体的な例があるか。

牛越 「戦争法に反対する池田町民の会」は16年度に4回やっている。大きな集会は2回やっている。今回以上に政治的かもしれないが、これらについては何の問題もなくやってきた。

平林 政策的な論議は公民館でどんどんやらせていい。9条の会のみなさんも、そこで議論してもらうのは大丈夫。ただ「政府を転覆する」とか、「選挙で勝利する」とかということが社会教育法には適さない、目的が学習の場としてはふさわしくないというそれだけだ。いま言われたことはこれからもどんどん続けて欲しい。

牛越 話がどうしてもそっちへ行ってしまうが、経過報告に話をもどす。29日夜は社会教育法23条については見解を主張されなかった。だから、そのあとも地域交流センターの話などをして終わっている。

平林 牛越さんは、社会教育法23条は公民館が守るべきものであって、私たちに縛るものではないと言われた。

牛越 ここ（内規）に書いてあるとおりだ。

平林 それを私たちは確認した。「選挙に勝利するという話はしない、23条は借りる人には関係なく、館長と職員だけが守るべきだ」と言われた。

牛越 前段の「～しない」ということは確認していない。

藤沢 29日に合意していれば翌日に確認書を出す必要は全くない。29日に帰られるときに完全に双方合意をしたということはない。

牛越 先ほどから言っているように館長が作った報告書に「双方が納得した形」と書いていることをどう見るのか。この文面は何なのか。

平川 内規には抵触しない。23条については双方の思惑で過ぎてしまったということはあるが、そのあと交流センターの話はしたものの、我々としては、政党の利害になるようなことはしないだとか、選挙に関することについて言及しないことのニュアンスをお聞きし

たので、それならばつどい開催もいいのではないかとお互いに納得できたのかなと。

牛越 またそこか。それなら戻るが、教育長は「選挙活動はできない」と言った。私は「衆議院議員の任期はあと2年ある。選挙になってもいないのに選挙運動の話などするわけがない」と言った。これは回答でも確認している。選挙の話をしたのはここだけ。チラシをみても分かるように、政党を呼んで野党共闘がどのようにできるか話し合おうという内容だ。そこで選挙の話は一切しない、政党を呼んでそこで政党は選挙の話は一切してはならないなどと言うわけがない。それを私が認めたと本気で思っているのか。選挙活動（説明会でも話した）と選挙一般を取り違えている。教育長は公選法上の選挙活動、選挙運動はできない、そこを言った。

平林 確認書に書いた言葉について、私たちは深く反省している。言葉足らずでこの文章を書いたことは至らなかったことなのでお詫びを申し上げる。

大槻 牛越さんが選挙について話したことをこちらが間違えて受け取った。解釈がズレていたということ。それで確認書までいってしまった。

牛越 そのように言葉を訂正するのか。選挙についての話を一切しないというのは、正しくないと言うか。

平林 その点は至らなかった。

大槻 当時としてはそう思ったということだろう。

牛越 この点は大事な点だ。教育委員会が判をつけて出した公式文書だから永遠に残る。

村端 この前受け取った回答では「(選挙についての一行は)大変不十分で、書いたのは不適切だった」ことは認めている。しかし、不正確だったら削除するとは言っていない。

藤沢 私たちの解釈としては「選挙に関する話は一切しない」と牛越さん確かに言われたので・・・。

牛越 またそこへ戻るのか。

藤沢 それを文書としてそのまま載せたことは常識的によくなかったと反省している。

牛越 基本的に違う。話を何も聞いていない。本当に「選挙の話は一切しない」と言ったと思っているのか。

藤沢 言われた。

大槻 牛越さんが先ほど言ったことは正しいと思うが、こちらも歪曲して取ったのではなくて、聞いた話をそのまま解釈して受け取ってしまった。それを書いてしまったということじゃないか。

牛越 教育長は確かに選挙活動、選挙運動という言葉を使った。私は「選挙になっていないのだから、選挙運動なんかしない、そういう話なんかしない」と言った。そこだけだ。

平林 私たちが本当によく理解できなかった点は牛越さんに対して申し訳なかった。「確認書」の意味は、開催してほしいと考えてつくったこと（にあること）だけは理解してほしい。「これを出すことで安心してやれる」というお守りとしてつくった。時間があれば牛越さんのところに出向いて、これはおかしいということで、訂正できたらもっとスムーズに

いった。努力が足りずにやりとりができなかった。本来破棄するはずだったが、藤沢からの話で文書を差し上げたのだが、これは未完成の文書。判子をつけて出てしまったので、訂正することはできないが、確認書は（集会を）開催してほしいからつくったものだ。

松澤 選挙についての考え方は牛越さんは、選挙は公示があってフィーバーする期間のことを言っているが、選挙は政権選択だとか政党支持だとかはすべて選挙につながるわけで、それを無視して政治的教養はありえない。我々は選挙を一般的なものとして考えている。もし、使わせるための確認書と言うなら、なぜ重要なその一言を言わなかったか。さらに庁議にかけることも一言も聞かされていない。

平林 言われるとおり、申し訳なかった。その一言だ。それがずっと心の中で引っかかっていた。

松澤 行政的な判断あるいは忖度があったのでは。

平林 忖度は一切ない。

松澤 某議員への忖度ではなく、某議員の支持者からの電話だったかもしれない。将来、証拠の文書があった方がいいわけだから、無意識のなかである配慮がされたと言わざるを得ない。一言がなかったために傷口が大きく開いてしまった。

平林 一言なかったことが 100%だと思う。

【5】30日のファックスとその後の電話をめぐって

牛越 30日のファックスのあと8時頃の話覚えていると思うが。「何か意見があるか」というので、「問題のある文言も含まれている、夜遅く電話で話す問題じゃないから明日公民館で話す」と言った。そのあと元館長は「午前中会議がある」と言った。

平川 それ（午前中会議がある）を30日に言った覚えはない。それは双方の記憶の問題かもしれない。

牛越 いやそんなことはない。明日いつ行ったらいいかわからないのだから、普通時間を連絡するだろう。あなたは「午前中会議がある」と言った。「では3時頃にしよう」ということで電話を切った。これを認めないのではどうにもならない。

松澤 主催者側からすれば30日にそういう情報を受けて、前日朝一番でも飛んでいきたい。それを（わざわざ）3時にするというのはいかにも不自然だ。次の日に重要な会議があるから3時にしてくれと言う方が自然だろう。時間を言わないのなら、なお失礼な話だ。

牛越 その時間、我々は呑気にバラ園で作業していたわけだ。ここは記憶がないということか。普通時間を指定するだろう。

平川 （指定）します。それがなかったので、ないのかなと。

牛越 そんなこと相手は納得するはずがない。「明日行きますよ」で電話を切ったのか。庁議が午前中あったのだろう。

平川 いや庁議には（私は）普通出ません。別の会議。

牛越 報告書の最後に「明日、庁議前に理事者による協議の時間を設ける」と書かれてい

る。理事者というのは誰を指すのか。

平川 町長、副町長。

牛越 2人か？教育長は入らない？

平川 教育長はこちら（側）。

牛越 理事者というのは誰かと聞いている。

平林 私を含めて3人。

牛越 協議をしたのか

大槻 していない。

平林 会議の相談をするだけだった。

大槻 明日庁議にかけたいという話があったが、具体的内容の話はなく、庁議で協議することにした。

【6】「確認事項」をめぐる

牛越 「確認事項」に移るが、29日の面談で文書にするということは承知していない。また項目毎に1つずつ確認したこともない。だから「確認事項」ということにはあたらない。確認というからには双方が詰めたものを確認し合意するということだ。内部的な記録として残すならあることだ。さらに、一番初めの出発点であった「内規に抵触しない」ということに全く触れていない。29日に確認したことは「内規に抵触しない」ことに尽きる。また「確認書は使用してもらうために作成した」と何度も回答している。しかし、30日夜の電話のやりとりで「次の日に話し合おう」と言ったのに、「それを全面否定したから庁議で決定した」と回答している。これも全く納得できない。これまで公民館を利用してきたが、前例のないやり方をなぜ今回やったのか。

平林 （過去に）問い合わせが一件もなかった。だから申請すればチェックもなしに実施出来た。今回は外部からの問い合わせが数件あった。これは初めての経験でやり方が分からなかった。安全にするには文書が一番と考えた。今から考えると、お互いにこんなことを話したと（話したことの）確認をとっておけばよかった。23条が利用者には関係がないということは最後まで憂慮した点だったので、実際にはチラシ通りに行われるかもしれない、よって文書で確認を取りたかった。書き方については好ましくないものがあったことは事実。

牛越 何故、いままでやったことのない確認書を出したのか。回答に「問い合わせた者に説明するため」とあるがそのために作ったのだな。

平林 そうだ。

牛越 務台以外の者については名前を聞いていないし連絡先もわからないということだから、主に務台議員に説明するために確認書が必要だったということになる。

平林 そういうことではない。はじめてだったので、どんなことがあっても申し開きできるようにしたかったということだ。

大槻 書類として残したかった。

平林 誰に対しても申し開きできるようにということ。

牛越 普通の役所なら応対すると面談記録を残す。

松澤 これだけ双方基本的ベースになる意思疎通を欠いており、文言でも齟齬があるのだから、面子にこだわらず教育長が稟議を起こして取り消せばいい。確認書は確認内容の体をなしていない。逆にこのことで信頼関係が崩れそうになっているのだから、取り消せばいいじゃないか。

大槻 文書自体は公文書じゃない。判子をついて出したからいけないが。

松澤 判子をついて出したが公文書じゃない？（笑）

大槻 いやいや、これが間違い。それは（公印をついたことを）ちょっと怒ったんだが、確認書は双方確認できなかったんだからその時点で存在しないと解釈していた。それを、牛越さんに言われたから判子をついて事務が渡した。これが間違い。

松澤 我々は被害者意識で痛みを感じているけれど、そちらは全くそんなことはないのか。

村端 それは破棄されたものなのか。

大槻 確認書は合意が得られなかったから、あの確認書はもう無いということだと解釈していた。起案はしたけれど。（不規則発言多くざわつく）

村端 間違っって判子ついたために・・

大槻 間違っったというか、ご破算になった話なのになぜ判子をついて渡したか理解できない。

牛越 私も長い間役所にいたからわかるが、公印の管理は管理規則があっってきっちりしているものだ。

大槻 渡したのはいつ？

平川 1日です。

大槻 取消の後？

牛越 我々にはどうみても判子をついた正式文書。教育委員会の責任体制はどうなっているのか。（笑）

平林 管理は甘かったと思う。それは問題だと思う。

牛越 もう一点館長に聞くが、ファックスの送付書に「相違があれば連絡を」と書いたことを回答の中で何回も言っている。これは日時の指定がない。夜の8時過ぎにファックスを送っているが、通常なら役場は時間内にやるのではないのか。もう一つ、今回は（訂正しなくても）いいと言ったあの申請書を、30日の夜に確認書と一緒に持って行って訂正させるつもりであったと回答している。8時過ぎに一般町民宅に行くつもりだったのか。

平川 今回はそうするつもりだった。内容的にも重要視していた。申請書をこれから行って訂正してもらおうと8時に言った。

牛越 いや、それもまたでっち上げじゃないか。ファックスの通信書のことなど何も言わず、「確認書を送ったから見てほしい、相違があれば連絡してほしい」とだけ。そこも否定

するのか。

平川 そこで申請書を訂正するとは言っていない。

牛越 回答の中では、2回ほどそれを言っている。後付けじゃないか。

平川 そう言われればそうなのだが、このときはそのつもりでいた。そのときは切羽詰まって時間については先方の許す限りの対応をするつもりだった。

牛越 町長もそういうことはありうると認めていた。町全体に言いたいのだが、これは町民が迷惑する。職員にもそんな働き方をさせてはならない。直していただきたい。

牛越 一番初めに戻るが、8月29日、町長が冒頭で発言したことが残っている。多大な混乱と迷惑をかけたことをお詫びするといいいながら、私たちがつくったもの（質問書など）をよく見て欲しいが、なぜこうなったかということだ。一連の流れ（最初の質問、回答、再質問、回答）は異例だ。これは誰が見てもわかるようにしたかったからだ。この中に新しい問題は全く無い。6ヶ月回答しなかったことを棚に上げて、声だかに実行委員会を詰問するような発言をした。これはお門違いだということを町長に伝えてほしい。新しいことはないのだから6ヶ月もかかるわけがない。

【7】その他

牛越 2つほど話をしたい。1つは月刊社会教育という本。学習表現の自由と社会教育というシンポジウムが3月19日に埼玉市で開かれた。その実行委員会から池田町の公民館問題を報告してほしいと依頼され報告した。社会教育6月号に記載されている。2つは、日本社会教育学会。歴史のある学会があり、64回の研究大会を9月15日～17日に埼玉大学で行った。これにも招かれて特別報告をした。これもいずれまとまったものが出されるだろう。池田町の公民館問題はこういう学会とか研究者から注目を集めていることを承知願いたい。私から経過については以上。

【8】確認事項および取消通知書の扱いをめぐって

村端 確認事項について副町長からあれはなかったような幻のようなものとの発言があった。発行してしまっているから、ないものとするわけにも破るわけにもいかない。何らかの手続きが必要だ。

平林 ファックスのやりとりがあった。

村端 その段階では教育委員会のメモだ。牛越から判子を押せと言われても普通は押すはずがない。これをどうするのか。

松澤 永久欠番と欄外に書いてあるんじゃないのか。

大槻 管理番号がない。

松澤 池田町役場には存在しない？

牛越 そんなことにはならない。（不規則発言多く、会場騒然）ないことにしましょうなんて。

平林 ファックスで確認できなかったから、実際はないという・・・

松澤 流産したということか。(騒然) 我々は赤いものがあるから上意と思って恐れ入った。えらいパーセクション・ギャップ(認識のズレ)がある。

平林 不成立だった。それを出してしまったこと自体が文書管理がまずかった。

村端 ないものとして処理されるのか

牛越 そういうことにはならない。(存在するものをないと言うのなら) 出るところに出ましようという話になる。

村端 話がおかしい。これが全面否定されたから取り消したんだろう。全面否定するものが存在しないってどういうことか。(笑い) 理解不可能だ。

平川 こちらの思いは最終的に確定のものになっていなかった。

村端 思いはいい。現実には出てしまっている。

大槻 それは牛越さんから赤いものについて出せといわれたから・・・

牛越 言われたから出す?

大槻 いや、それはこちらが悪いということを行っている。牛越さんが悪いわけではない。(会場、混乱) FAXに割り印を取っているのもヘンなんだけれど、実際的には公文書ではない。教育委員会としてはどうなんだ。

村端 責任は取らなければならない。公印をついた人も問題だし、管理者も問題となる。

平林 その責任があるということになる。

大槻 それは、責任はある。

村端 明確にしてほしい。我々は今日初めて聞くことだ。

松澤 町の最高意志決定機関である庁議においても重要な役目を果たした確認書が幻だったという、蜃気楼だった。しかし書いたものが出ていればみんな注目するし、教育委員会とすれば出したというミスリードの責任はある。

村端 結局合意できていない、メモ書き、教委でまとめられたものということだろう。言ってもいないことが書かれているのだが、それを全面否定されたという理解で庁議にまでかけた。どんどんマイナスがふくれていっている。

大槻 ちょっとした意思の疎通ができなかったことが積み重なった。

村端 意識的にそうしたんじゃないか。

平林 そうじゃない。

村端 我々から見たらそうとしかいえない。

牛越 (公民館使用許可の) 取り消しをするためにいろいろやっただけ。

平林 やり方は本当にまずかったが、気持ちは最初と変わらない。何とかしたいと思ったことがみんな裏目に出た。

村端 だったら、庁議の前に12月1日だから、もう少し時間があるから行って話をするか、呼んで話をするかできた。そう庁議で話をすればよかった。

大槻 庁議の中で理事者側とすれば、こういう経過も出してもらっているのだから、行っても

う一度話をしたらよいと言わなかった責任はある。それは認める。

村端 庁議の場には館長によってまとめられたものしかない。まとめをもとにして全面否定されたとかという話になれば、誘導したことになる。

大槻 庁議の中で、教育長は開催できる方向で相談したという感じだった。だが、経験者の課長などの意見から23条などから判断すると厳しいという意見がでた。それで教育委員会が最終的に判断した。理事者としてもう一回ブレーキをかけて冷静に話し合えというべきだった。反省しているし責任はある。

牛越 もう一つ、これは取消通知書だが、これについて弁護士から指摘があった2つの瑕疵については答えてもらっていない。根拠法令の記載がないこと、聴問の機会を与えていない、これは池田町の手続き条例に違反する。そういうこともあるので、公民館長が出した取消通知書を1回リセットしたらどうか。そして話し合うということになれば、先ほどの確認書の問題、23条の問題はもう一度話しができる。これらを全部絡めているからどうしようもない。

松澤 判断の基準になっている確認書が存在しないのだから、取消通知を取り消せばいい。公民館長は教育長の部下なんだから教育長の判断でこれについては事実の誤謬があったので、取り消したいと書けばそれで済む。館長から教育長まで一度出したものは絶対に曲げないというのか。人の心だから間違えることもある。気がついたらすみやかに訂正していただければいい。

牛越 話合いの中で、これ（確認書）はそちらにお返ししても構わない。

松澤 今日は重要なことが今更ながら確認されたので、そのベースに基づいて再整理をすれば入口でやりあっていることが大方片付いてしまう。

村端 今回の問題は本当にシンプルだ。申請をした「つどい」は、内規上全く問題がないという最初のスタートの確認。外部からもし何かがあれば「内規上全く問題がなく運営しております」と答えれば言い訳も何もいらないはずだった。何か文書を要求されたのか。（いや、と言う返事）こっちで構えてやっただけだろう。さっきの話では短期間で集中して（問い合わせが）何件か来たという。不思議に思わないか、普通。（笑い）

平林 （そうではなかったと）私は信じたい。

村端 我々を信じないで外部のほうばかり信じてはだめだ。構図はシンプルなんだ。それをわざわざ、複雑にしているから問題がややこしくなる。経過でもマイナスのスパイラルに陥っている。もともとの一番最初にもどってリセットされれば、新たな公民館問題、交流センターの話し合いを深める場ができる。このままでは解決の糸口が一切見えない。じゃ法廷で決着付けますかということになる。

松澤 お上に申し出ると、町の印鑑の管理だとか痛くもない腹を探られる。ここはこういう不毛の打ち合わせを何回やってもしょうがない。百歩譲ってそのような段取りにすればリセットできると言っているのだから、その方向でもう一度検討すべきだ。誤ったことを認めてもらえばそれで済む。もうすぐ一周期が来る。我々も早く決着したい。

村端 さっきから教育長は集会をひらいてほしかったと言っている。瑕疵があったことをはっきりさせ、最初に戻るのだ。問い合わせがなければこんな話にはならなかった。

松澤 総括の文書ができたわけだから、入口で23条に基づいて毅然として判断して解釈すべきだったが、後のことを考えてしまいいい加減な文書をつくってしまった。このことで事態の混乱を招いた。確認書は撤回しているので、当時の状況にもどって間違いを正し訂正するものは訂正する、撤回するものはする。刻々迫っている交流センターについて議論をしようとするればいいのでは。

牛越 それがすすめば議会との関係もスムーズに行くんじゃないかと思う。

松澤 今日皆さんが、そんなぶっちゃけた話をしていただいたので、そうこだわるものはない。そのことで減俸1割が10割になることもない。それぞれの立場でものを言うと決着がつかない。本気でやるなら弁護士第3者委員会でもつくって、一人一人証人喚問して事実をつきあわせていくことになるが、そこまでやることはない。

平林 納得する面もあるが、取り消しをするということについてはもう少し考えをまとめさせてほしい。皆さんの言うこともわかるし、私たちも至らない点が一杯あったので、もう一度確認書から整理させていただきたい。今日は取消（使用許可取消処分）を取り消すと言うことはできないので、検討時間を。

牛越 セットだということを忘れないで。

松澤 残るのは23条の解釈と交流センターのあり方だけ。

村端 23条については教育長と寝ずに討論してもいい。

大槻 経過についてはどうしますか。

牛越 藤沢氏もかなり頑強に「いやそうじゃない」と言っている部分がある。平川氏もそういう部分があるから、乗り越えろと言っても・・・。

松澤 意見の相違があり、事実を確認できなかったということになる。立場の違いで認められないということならどこまで行っても平行線。そのことについては確認できなかったとするしかない。だから牛越さんが全面的に否定したとか、怒り心頭に発したとかではなく、強い主張があったとかにしてもらわないと。

平林 （今日の会合にあたって）謝罪の言葉をいくつか考えたのだが、今日の話を受けてもう少し後にさせていただいて、今後もこの話合いが有意義に公民館につながるということを最重要視して考えていく。結論的なことは言わないが、そのようにご理解いただきたい。

大槻 ありがとうございます。

以上